

○子どもの医療費の助成に関する条例

平成11年3月31日条例第7号

改正

平成12年3月31日条例第16号
平成13年3月29日条例第10号
平成14年3月29日条例第19号
平成16年7月9日条例第8号
平成18年9月25日条例第46号
平成20年3月28日条例第7号
平成20年3月28日条例第15号
平成24年3月28日条例第12号
平成25年4月1日条例第11号
平成26年3月28日条例第11号
平成26年6月30日条例第21号
平成28年3月25日条例第19号
平成29年3月30日条例第10号
平成29年10月10日条例第27号
令和2年9月29日条例第25号
令和5年3月29日条例第8号

子どもの医療費の助成に関する条例

乳児及び幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年条例第25号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 出生の日から15歳に達する日以後における最初の3月末日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。

（対象者）

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有する子どもとする。

2 前項の規定による対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、この条例による医療費（第5号及び第6号に該当する者にあつては、食事療養費を除く。）の助成を受けることができない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者（その保護を停止されている者を除く。）
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及

び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく措置により医療費の支給を受けている者

(4) 前各号に掲げるもののほか、国又は府が実施する医療費公費負担制度に基づき、負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

(5) 重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第40号）の規定により医療証の交付を受けている者

(6) ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第14号）の規定により医療証の交付を受けている者

（助成の範囲）

第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）の規定により、療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（食事療養に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主又は組合員であった者を含む。）又は社会保険各法による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）（以下この項においてこれらを「対象者等」という。）が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額、及び食事療養に要する費用について保険給付が行われた場合における当該費用の額のうち対象者等が負担すべき額を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、その限度において助成を行わない。

(1) 対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付を受けることができるとき。

(2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。

（助成の期間）

第5条 この条例による医療費の助成は、新たに対象者となった者にあつては対象者になった日からとする。

（申請）

第6条 この条例による医療費の助成を受けようとする対象者の保護者は、規則で定める手続により、市長に申請しなければならない。

（助成の決定等）

第7条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、速やかに支給するか否かを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により医療費の助成を行うことを決定したときは、規則で定めるところにより医療証を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により医療費の助成を行わないことを決定したときは、速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

(医療証の提示)

第8条 前条第2項の規定により医療証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）が、大阪府内に所在地を有する第4条第1項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下これらを「医療機関」という。）において療養を受けようとするときは、当該医療機関に医療証を掲示しなければならない。

(助成の方法)

第9条 医療費の助成は、助成する額を医療機関に支払うことにより行うものとする。ただし、第6条の申請のあった日から医療証の交付のあった日の前日までの間に療養を受けたとき、療養費若しくは特別療養費の支給を受けたとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、助成する額を当該対象者の保護者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

(届出義務)

第10条 受給者又はその保護者の住所、氏名その他規則で定める事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、第7条第2項の規定により助成を行う旨の決定を受けた者が疾病又は負傷に関し、第三者から損害賠償を受けたときは、その額の限度において、第4条の規定により市長が助成すべき額の全部若しくは一部を助成せずに、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

(譲渡等の禁止)

第12条 この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

(不正利得の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者又は前条の規定に違反した者がいるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(事実の調査)

第14条 市長は、資格の審査のため必要があると認めるときは、この条例の適用を受けようとする者又はその保護者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

第15条 市長は、助成に当たり必要があると認めるときは、受給者又はその保護者に対し、必要な事項の報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は必要な事項に関し受給者、その保護者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(助成の制限)

第16条 市長は、受給者又はその保護者が正当な理由なしに、前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

(施行の細目)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第16号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第10号）

(施行期日)

1 この条例は、平成13年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第1項第1号及び第2号の規定は、施行日以後の医療に係る医療費について適用し、同日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成14年条例第19号）

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の医療に係る医療費について適用し、施行日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成16年条例第8号）

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定については、施行日以後の医療に係る医療費について適用し、施行日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

3 改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、改正前の第3条第1項の規定は、施行日前に出生した者が5歳に達する日の翌日の属する月の末日までの医療に係る医療費について適用する。

附 則（平成18年条例第46号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）

2 改正後の乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の医療に係る医療費について適用し、施行日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）

2 改正後の乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後の医療に係る医療費について適用し、施行日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第15号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）

2 改正後の乳幼児等の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われた療養に係る医療費について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成25年4月1日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）

2 改正後の乳幼児等の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われた療養に係る医療費について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月28日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例中第7条第2項及び第9条の改正規定は平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から、第3条第2項第2号の改正規定は平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第7条第2項及び第9条の規定は、施行日以後に行われた療養に係る医療費について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成26年6月30日条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）

- 2 改正後の子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われた療養に係る医療費について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月25日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われた療養に係る医療費について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月30日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われた療養に係る医療費について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成29年10月10日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の子どもの医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に行われた療養に係る医療費について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 改正前の子どもの医療費の助成に関する条例第3条に規定する対象者に対する精神病床への入院に係る給付については、新条例の規定にかかわらず、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

（準備行為）

- 4 新条例の規定により新たに対象者となる者に係る医療証の申請その他新条例の施行に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（令和2年9月29日条例第25号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の子どもの医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた療養に係る医療費について適用し、施行の日以前に行われた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月29日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の子どもの医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1号の規定は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後に行われた療養に係る医療費について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に行われた療養に係る医療費について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 4 新条例第2条第1号の規定により新たに対象者となる者に係る医療証の申請その他新条例の施行に関し必要な行為は、第1項ただし書に規定する改正規定の日前においても行うことができる。